

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知をする。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書類は、当委員会事務局に保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和元年11月19日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

1 通知書の名称

令和元年10月25日付け静収第59号－2 審理の開始について（通知）

2 事件名

令和元年度第2号及び同第2号の2事件

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

3 公示による通知に係る土地の所在及び地番

静岡県沼津市一本松字中原346番1

4 通知を受けるべき者

番号	所在及び地番	物件の番号	物件の種類	物件の所有者の住所及び氏名
1	静岡県沼津市一本松字 中原346番1	木－3	かき	不明 又は 静岡県沼津市一本松62番 地 大通寺 代表役員 金子 強志
2	静岡県沼津市一本松字 中原346番1	木－4	かき	不明 又は 静岡県沼津市一本松62番 地 大通寺 代表役員 金子 強志
3	静岡県沼津市一本松字 中原346番1	木－6	かき	不明 又は 静岡県沼津市一本松62番 地 大通寺 代表役員 金子 強志

=====

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知をする。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書類は、当委員会事務局に保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和元年11月19日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

1 通知書の名称

令和元年10月25日付け静収第59号－5 審理の開始について（通知）

2 事件名

令和元年度第5号及び同第5号の2事件
東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

3 公示による通知に係る土地の所在及び地番

静岡県沼津市桃里字上原268番1、同268番9、同269番7

4 通知を受けるべき者

番号	所在及び地番	物件の番号	物件の種類	物件の所有者の住所及び氏名
1	静岡県沼津市桃里字上原268番1	木-91	みかん	不明 又は 静岡県沼津市桃里319番地 殿岡 修
2	静岡県沼津市桃里字上原268番1	木-92	かき	不明 又は 静岡県沼津市桃里319番地 殿岡 修
3	静岡県沼津市桃里字上原268番1	木-93	みかん	不明 又は 静岡県沼津市桃里319番地 殿岡 修
4	静岡県沼津市桃里字上原268番1	木-97	かき	不明 又は 静岡県沼津市桃里319番地 殿岡 修
5	静岡県沼津市桃里字上原268番1	木-98	かき	不明 又は 持分2分の1 静岡県沼津市桃里319番地 殿岡 修、持分2分の1 静岡県沼津市吉田町23番8号 佐藤 正洋
6	静岡県沼津市桃里字上原269番7	木-116	かき	不明 又は 静岡県沼津市桃里319番地 殿岡 修

=====

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知をする。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書類は、当委員会事務局に保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和元年11月19日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

1 通知書の名称

令和元年10月25日付け静収第59号-6 審理の開始について（通知）

2 事件名

令和元年度第6号及び同第6号の2事件

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

- 3 公示による通知に係る土地の所在及び地番
静岡県沼津市桃里字上原267番1、同267番10
- 4 通知を受けるべき者

番号	所在及び地番	物件の番号	物件の種類	物件の所有者の住所及び氏名
1	静岡県沼津市桃里字上原267番1	木-1	つばき	不明 又は (亡) 西原 章の法定相続人 法定持分4分の1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 博允、法定持分4分の1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 正通、法定持分4分の1 静岡県沼津市花園町15番地の11 羽切 俊之、法定持分4分の1 静岡県富士市伝法2700番地の1 ハイマート鈴喜B-102号 植松 玲子
2	静岡県沼津市桃里字上原267番1	木-2	つばき	不明 又は (亡) 西原 章の法定相続人 法定持分4分の1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 博允、法定持分4分の1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 正通、法定持分4分の1 静岡県沼津市花園町15番地の11 羽切 俊之、法定持分4分の1 静岡県富士市伝法2700番地の1 ハイマート鈴喜B-102号 植松 玲子
3	静岡県沼津市桃里字上原267番1	木-3	つばき	不明 又は (亡) 西原 章の法定相続人 法定持分4分の1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 博允、法定持分4分の1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 正通、法定持分4分の1 静岡県沼津市花園町15番地の11 羽切 俊之、法定持分4分の1 静岡県富士市伝法2700番地の1 ハイマート鈴喜B-102号 植松 玲子
4	静岡県沼津市桃里字上原267番1	木-19	かき	不明 又は (亡) 西原 章の法定相続人 法定持分4分の1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 博允、法定持分4分の1 静岡県沼津市桃里320番地

				西原 正通、法定持分 4 分の 1 静岡県沼津市花園町15番地の11 羽切 俊之、法定持分 4 分の 1 静岡県富士市伝法2700番地の1 ハイマート鈴喜B-102号 植松 玲子
5	静岡県沼津市桃里字上原267番1	木-21	かき	不明 又は (亡) 西原 章の法定相続人 法定持分 4 分の 1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 博允、法定持分 4 分の 1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 正通、法定持分 4 分の 1 静岡県沼津市花園町15番地の11 羽切 俊之、法定持分 4 分の 1 静岡県富士市伝法2700番地の1 ハイマート鈴喜B-102号 植松 玲子
6	静岡県沼津市桃里字上原267番1	木-23	かき	不明 又は (亡) 西原 章の法定相続人 法定持分 4 分の 1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 博允、法定持分 4 分の 1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 正通、法定持分 4 分の 1 静岡県沼津市花園町15番地の11 羽切 俊之、法定持分 4 分の 1 静岡県富士市伝法2700番地の1 ハイマート鈴喜B-102号 植松 玲子
7	静岡県沼津市桃里字上原267番1	木-24	かき	不明 又は (亡) 西原 章の法定相続人 法定持分 4 分の 1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 博允、法定持分 4 分の 1 静岡県沼津市桃里320番地 西原 正通、法定持分 4 分の 1 静岡県沼津市花園町15番地の11 羽切 俊之、法定持分 4 分の 1 静岡県富士市伝法2700番地の1 ハイマート鈴喜B-102号 植松 玲子

=====

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、

次のとおり公示による通知をする。

令和元年10月29日

静岡県収用委員会

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書類は、当委員会事務局に保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和元年11月19日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

1 通知書の名称

令和元年10月25日付け静収第59号ー7 審理の開始について（通知）

2 事件名

令和元年度第7号及び同第7号の2事件

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

3 公示による通知に係る土地の所在及び地番

静岡県沼津市桃里字上原246番1、同246番6

4 通知を受けるべき者

番号	所在及び地番	物件の番号	物件の種類	物件の所有者の住所及び氏名
1	静岡県沼津市桃里字上原246番1	木ー1	しきみ	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地の2 前嶋 春子
2	静岡県沼津市桃里字上原246番1	木ー2	しきみ	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地の2 前嶋 春子
3	静岡県沼津市桃里字上原246番1	木ー4	かき	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地の2 前嶋 春子
4	静岡県沼津市桃里字上原246番1	木ー7	しきみ	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地の2 前嶋 春子
5	静岡県沼津市桃里字上原246番1	木ー8	かき	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地の2 前嶋 春子
6	静岡県沼津市桃里字上原246番1	木ー13	しきみ	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地の2 前嶋 春子
7	静岡県沼津市桃里字上原246番6	木ー19	しきみ	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地の2 前嶋 春子
8	静岡県沼津市桃里字上原246番6	木ー21	しきみ	不明 又は 静岡県沼津市桃里342番地の2 前嶋 春子